

3 教義第 52 号  
令和 3 年（2021 年）4 月 12 日

市町村（学校組合）教育委員会教育長 様

長野県教育委員会教育長

「医療警報」等の発出を受けた県立学校の対応について（通知）

このことについて、県立中学校・高等学校、特別支援学校においては、別添のとおり対応しますので御承知いただくとともに、貴教育委員会においても、適切に御対応いただくようお願いいたします。

長野県教育委員会事務局 義務教育課管理係  
（課長）桂本和弘 （担当）三ツ井邦仁、河手正彦  
電 話 026-235-7426（直通）  
026-232-0111（代表）内線 4338  
F A X 026-235-7494  
E-mail gimukyo@pref.nagano.lg.jp

県立学校長 様

教 育 長

「医療警報」等の発出を受けた県立学校の対応について（通知）

令和 3 年 4 月 8 日に全県に「医療警報」が発出されるとともに、全圏域の感染警戒レベルを 3 に引き上げ「新型コロナウイルス警報」が発出されました。

つきましては、県立学校においては、引き続き「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン」に基づき、学校運営をしていただくとともに、「医療警報」期間中においては、下記の感染症対策等を徹底していただきますようお願いいたします。

なお、児童生徒及び保護者等に対して各校の取組を丁寧に説明し、理解を得るようお願いいたします。

記

1 教育環境の確保について

(1) 基本的な感染症対策を一層徹底する。

- ・朝晩の検温等健康チェックの実施
- ・手洗い、マスク着用、共用部分の消毒
- ・3密の回避（身体的距離の確保、30分に1回の換気等）
- ・感染リスクの高まる場面（居場所の切り替わり、食事や体育などマスクを外す場面等）に特に留意

(2) 児童生徒等や家族に発熱等の風邪症状がある場合は、その間登校しない。

また、同居の家族が濃厚接触者となった場合は、当該者の陰性が確認されるまでの間、登校を控える。

(3) 通学に電車・バスを利用する場合は、マスクを着用するとともに、他の乗客との身体的距離を保ち会話を控えるなどの乗車マナーを徹底するよう指導する。

(4) 教職員に対する感染予防・まん延防止対策については、令和 3 年 4 月 12 日付けの「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策の更なる徹底等について(通知)」により感染拡大防止策の徹底を図る。

2 各教科等の指導における感染症対策について

徹底した感染症対策を実施した上で、各教科の指導を行うものとするが、感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は行わない。

(例)

- ・各教科等に共通する活動として、児童生徒が長時間近距離で対面形式となるグループワークや、近距離で一斉に大きな声で話す活動

- ・音楽における、室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
- ・家庭、技術・家庭における、児童生徒同士が近距離で活動する調理実習
- ・体育、保健体育における、児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動

### 3 学びの保障について

- (1) 児童生徒の学びの保障や心身への影響の観点から、地域一斉の臨時休業又は分散登校は、原則実施しない。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策のためやむを得ず登校できない以下の場合にあっては、登校できなかった日数を「欠席日数」としては扱わない（指導要録上は「出席停止・忌引等の日数」）とともに、「学びの継続計画」に基づき、当該児童生徒に対してオンライン等の遠隔学習により学びを保障する。
  - ・児童生徒の感染が判明した場合又は児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
  - ・児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合
  - ・児童生徒の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合
  - ・児童生徒の同居の家族が濃厚接触者となった場合
  - ・医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒について、主治医の見解を保護者に確認などした上で、校長が登校すべきでない判断した場合
  - ・児童生徒や保護者が、登校について不安を持ち、保護者の判断により児童生徒が登校を見合わせた場合において、校長が出席しなくてよいと認めた場合

### 4 学校行事等の実施について

徹底した感染症対策を講じても、感染の可能性が高く安全な実施が困難であると考えられる場合は、中止又は延期する。

### 5 部活動について

- (1) 徹底した感染症対策を講じた上で実施するものとするが、前記2の例で示した活動は行わない。
- (2) 学校が独自に行う合宿等を行わない。
- (3) 部活動終了後に、生徒同士で食事をするを控えるよう特に指導を徹底する。

### 6 特別支援学校における配慮について

スクールバスの過密化解消や登校時における感染リスク軽減のため、保護者送迎の協力依頼をする。

### 7 その他

「医療警報」期間中の対応については、今後の状況の変化により必要に応じて見直しを行う。

<p>           高校教育課管理係            (課長) 服部靖之 (担当) 松原雄一            電話 026-235-7430 (直通) 内線 4364            FAX 026-235-7488            E-mail koko@pref.nagano.lg.jp         </p>	<p>           特別支援教育課指導係            (課長) 酒井和幸 (担当) 勝又和彦            電話 026-235-7456 (直通) 内線 4372            FAX 026-235-7459            E-mail tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp         </p>
<p>           学びの改革支援課高校教育指導係、義務教育指導係            (課長) 曾根原好彦 (担当) 廣田昌彦、臼井 学            電話 026-235-7435 (直通) 内線 4390            FAX 026-235-7495            E-mail kyogaku@pref.nagano.lg.jp         </p>	<p>           保健厚生課保健・安全係            (課長) 宇都宮純            (担当) 下倉幸江 小田切優美 佐藤知子            電話 026-235-7444 (直通) 内線 4447            FAX 026-234-5169            E-mail hokenko@pref.nagano.lg.jp         </p>
<p>           スポーツ課学校体育係            (課長) 北島隆英 (担当) 小林秀樹            電話 026-235-7448 (直通) 内線 4465            FAX 026-235-7476            E-mail sports-ka@pref.nagano.lg.jp         </p>	